

令和4年度高校生留学促進事業・長期派遣 募集要項

1 事業内容

地方公共団体や高校生の留学・交流を扱う民間団体等が主催する海外派遣プログラムへの参加、若しくは、個人で海外留学し、原則1年間、外国の正規の後期中等教育機関に通う生徒を対象に、留学補助金を交付する。

2 対象生徒

兵庫県内に所在地を有する公立高等学校及び中等教育学校後期課程（以下、公立学校等という）に在籍する生徒で、令和4年4月1日から令和5年3月31日までに日本を出国して、外国の正規の後期中等教育機関に留学を予定し、留学期間中、当該公立学校等に在籍している生徒。ただし、中等教育学校については、前期課程第3学年次に在籍し、留学期間中に後期課程に在籍見込みである生徒も含む。

3 募集人数

8名

4 交付金額

1人あたり上限30万円

5 補助金の対象となる留学費用の範囲

- (1) 国際航空運賃（1往復分）
- (2) 自宅から出国する国際空港までの国内交通運賃（1往復分）
- (3) 受入国の国際空港から派遣先までの国内交通運賃（1往復分）
- (4) 外国の正規の後期中等教育機関に納付する授業料等
- (5) 空港税、燃油サーチャージ、出国手続諸費用
- (6) 査証（ビザ）・旅券（パスポート）取得手続諸費用
- (7) 海外傷害保険料
- (8) 寮費、ホームステイの場合ホストファミリーに支払う費用
- (9) その他

ア 地方公共団体（学校を含む）及び民間団体等が主催する海外派遣プログラムに参加して留学する場合、当該プログラム参加費に上記費用が含まれている場合は、その参加費も留学費用に含むものとする。

ただし、海外派遣プログラムの参加者となるための選考費用（受験料等）など、留学が決定する前に生じる費用は除く。

イ 上の(1)～(9)の留学費用が30万円を下回る場合は、その額を減額して交付する。ただし、令和3年4月1日から令和5年2月28日までに支払いが完了しているものに限る。（ただし、新型コロナウイルス感染症拡大による留学延期等について、令和2年4月1日から支払い手続きを行っている場合はこの限りではない。）

6 選考

書類審査及び面接審査（日本語及び英語）

7 選考日及び応募期間

- (1) 第1回

選考日：令和4年4月19日（火）

応募期間：令和4年3月4日（金）～令和4年4月12日（火）

(2) 第2回

選考日：令和4年6月17日（金）

応募期間：令和4年4月13日（水）～令和4年6月10日（金）

(3) 第3回

選考日：令和4年11月初旬

応募期間：令和4年10月中旬

※状況により、選考日を追加する場合があります。また、各選考日の時間と場所等については別途連絡。

※一度選考を受けた者は、別の回に応募することはできない。

※定員を満たした場合、第3回以降の選考を実施しない。

8 応募方法

応募者は別添申請書類（別紙1，2，3）を所属校に提出し、学校長を通じて県立高等学校等については県教育委員会事務局高校教育課、市立高等学校については市教育委員会に申請する。

9 その他

(1) 選考については、派遣が可能となった応募者を対象に実施します。（派遣日は確定しているが、新型コロナウイルス感染症拡大による入国制限等により、変更の可能性があるプログラムも、応募可能です。）

(2) 第1回選考日より前に海外留学へ出発する場合は、学校長を通じて県立高等学校等については県教育委員会事務局高校教育課、市立高等学校については市教育委員会が県教育委員会事務局高校教育課まで連絡願います。

(3) 補助金交付が決定した場合は、補助対象経費の額の支出を証明する書類（請求書、領収書の写し等）と海外留学に参加したことを証明する書類（学生証、在学証明書又は成績証明書の写し等）を提出していただく予定ですので、書類は大切に保管して下さい。

(4) 補助金交付が決定した後に、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該交付決定の全部又は一部を取り消すことがあるのでご注意ください。

ア 本募集要項の規定に違反したとき。

イ 補助金を補助事業以外の用途に使用したとき。

ウ 交付決定の内容及びこれに付した条件に違反したとき。

エ 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。

オ 別に定める応募資格を喪失したとき。

カ その他、教育長が取り消しすべき事由があると認めるとき。「天災・災害その他やむを得ない理由以外の理由により海外留学へ出発しなかったとき。」を含む。

キ 提出すべき書類や提出期限に関して県の指示に従わなかったとき。